

日本関税協会名古屋支部
春季税関実務研修

EPA原産地規則について 【RCEP協定を中心に】

2023年5月

名古屋税関業務部
首席原産地調査官



目次

I. RCEP協定の概要・利用状況

- 1 RCEP協定の概要
- 2 RCEP協定の参加国及び各国の状況
- 3 利用状況

II. 原産地規則

- 1 原産地基準
- 2 累積
- 3 僅少の非原産材料

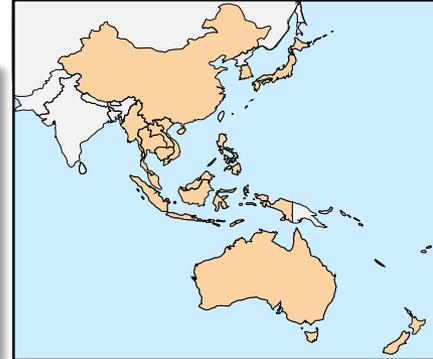
III. RCEP協定の利用でご留意いただきたい点

- 1 品目別規則の変換について
- 2 ケーススタディ
 - ・ 人造繊維製のカーディガン（中国からの輸入）
 - ・ 婦人用革製カジュアルシューズ（ベトナムからの輸入）
 - ・ 第三国を経由する貨物
 - ・ 清酒（中国への輸出）
 - ・ 自動車部品（中国への輸出）
- 3 輸入における不備の相談事例
- 4 よくある輸入申告誤り
- 5 よくある質問（FAQ）
- 6 RCEP協定の事後確認

I - 1 RCEP協定の概要

経緯

- 2012年11月、RCEP交渉立上げを宣言。
- 2020年11月、第4回RCEP首脳会議の機会に署名。
- 2022年1月1日に10か国間※で発効。2月1日に韓国、3月18日にマレーシアについて発効。
(※日本、中国、豪州、NZ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム)
- 2023年1月2日にインドネシアについて発効。



意義

- 本協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定。
- 地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備。

※ インド（2019年11月以降交渉不参加）については、復帰を働きかけたが、一昨年の署名に不参加。協定は、発効日からインドによる加入のために開かれている旨規定（インド以外の国は発効後18か月を経過した後にのみ加入可）。また、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定める15か国の閣僚宣言を発出。

対象分野

物品の貿易／原産地規則／税関手続及び貿易円滑化／衛生植物検疫措置／任意規格、強制規格及び適合性評価手続／貿易上の救済／サービスの貿易／自然人の一時的な移動／投資／知的財産／電子商取引／競争／中小企業／経済協力及び技術協力／政府調達／紛争解決 等

参加国

ASEAN10か国

（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、
日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランド（NZ）

■ 人口

22.7億人（2019年）
（世界全体の約3割）

■ GDP

25.8兆米ドル（2019年）
（世界全体の約3割）

■ 貿易総額（輸出）

5.5兆米ドル（2019年）
（世界全体の約3割）

I - 2 RCEP協定の参加国及び各国の状況

(2023/4/1現在)

RCEP協定

RCEP協定は**日本**
が**中国・韓国**と締結
する初めてのEPA

CPTPP (※) は未発効

カナダ、ペルー、メキシコ、チリ

豪州、ニュージーランド

AJCEP

中国、韓国

インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ミャンマー、ラオス

日本、シンガポール、ベトナム、ブルネイ (※)、マレーシア

2023/1/2発効

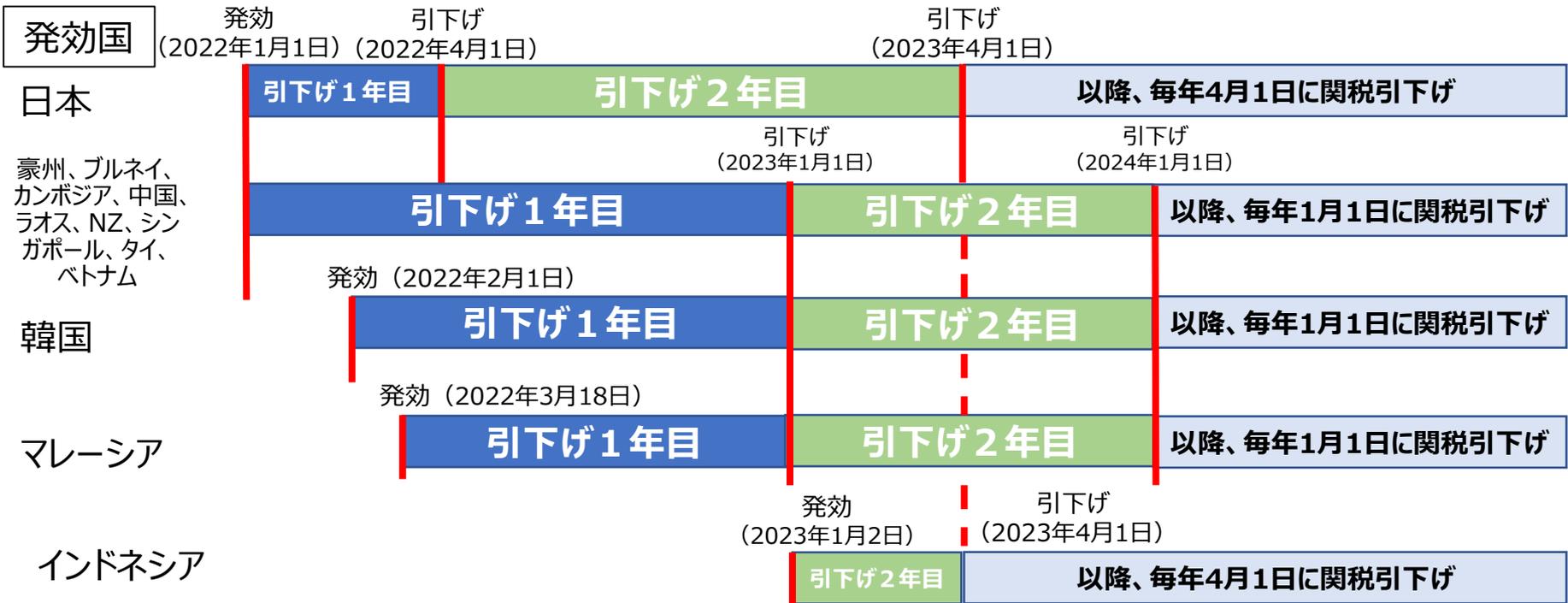
※ 太字はRCEP協定締約国（発効国）、下線は日本との二国間EPA締約国

I - 2 RCEP協定の参加国及び各国の状況

未発効国については、現在、RCEP協定の発効に向けた手続中。
 批准書等をASEAN事務局長に寄託してから60日後に、協定の効力が生じる。
 また、発効後の関税引下げについては、RCEP協定発効日である2022年1月1日に開始したものとみなされる。

関税引下げについて・・・該当する年の初日に行う。
 日本において、本年4月1日に3回目の関税引下げを実施。

対象国	関税引下げの期間
日本、インドネシア、フィリピン	1年目については、協定の発効日からその後の最初の3月31日までの期間。 その後の各年は4月1日～3月31日までの期間。
豪州、ブルネイ、カンボジア、中国、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、NZ、シンガポール、タイ、ベトナム	1年目については、協定の発効日からその後の最初の12月31日までの期間。 その後の各年は1月1日～12月31日までの期間。

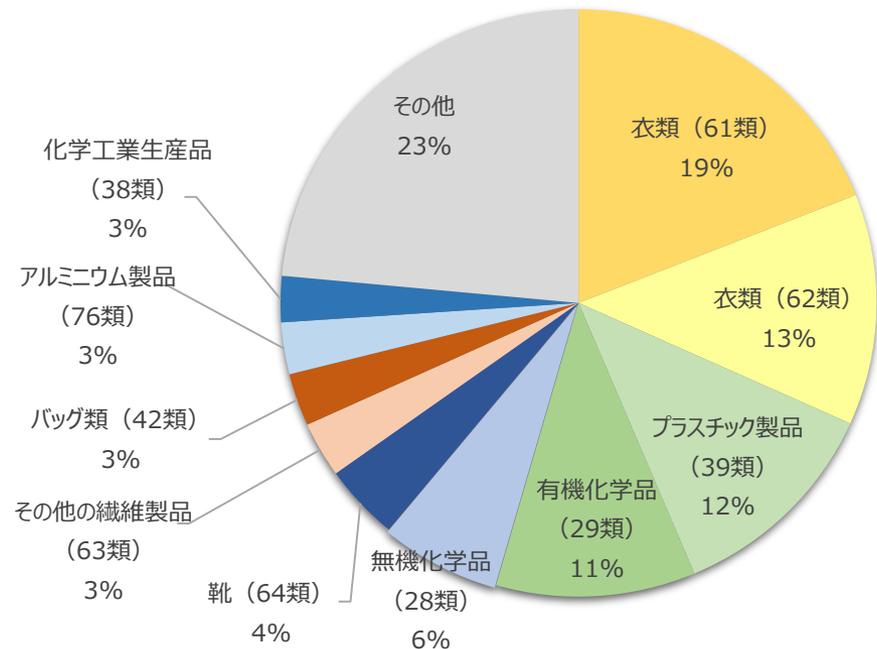


I-3 利用状況（日本における輸入）①

- 2022年1月1日の発効以降、円滑に利用されている。
- RCEP税率適用輸入額全体のほとんどが中国来の貨物（88.5%）。
- 中国については、2022年のRCEP税率適用輸入額は3兆6,159億円。
品目別では、①衣類（メリヤス編み又はクロセ編み）、②衣類（メリヤス編み又はクロセ編み以外）、③有機化学品の順。
- 韓国については、2022年のRCEP税率適用輸入額は3,184億円。
品目別では、①プラスチック製品、②有機化学品、③無機化学品の順。

RCEP税率適用輸入額（億円） （2022年）	
中国	36,159 (88.5%)
韓国	3,184
ベトナム	1,176
タイ	251
マレーシア	71
NZ	10
カンボジア	7.7
豪州	1.1
シンガポール	0.3
ラオス	0.2
合計	40,861

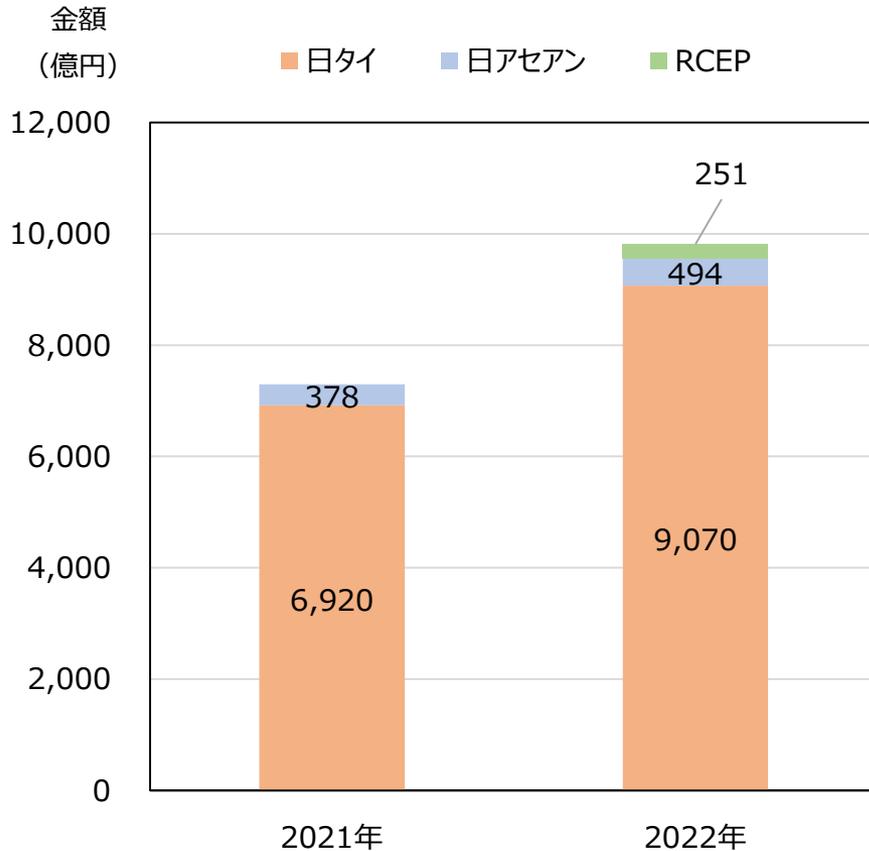
RCEP税率適用上位10品目（適用額ベース）
（2022年）



注：韓国については2022年2月以降、マレーシアについては同年3月以降の実績。
（出所）財務省 経済連携協定別時系列表

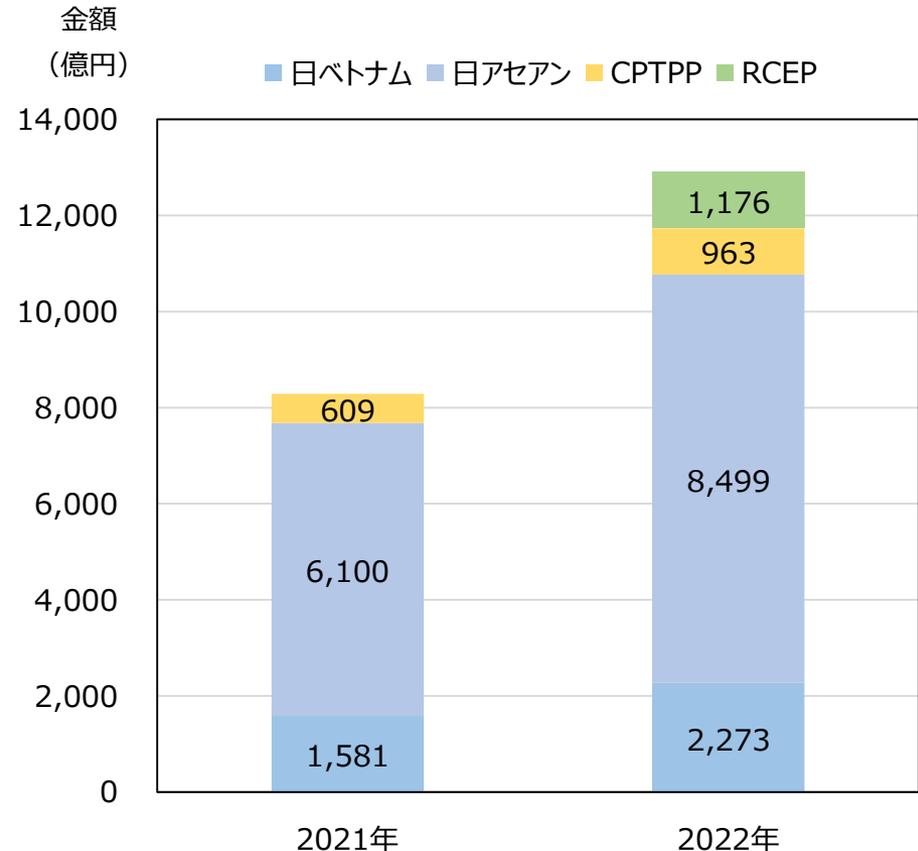
I-3 利用状況（日本における輸入：タイ・ベトナム）②

EPA利用状況（タイ）



タイからは肉・魚等の調整品（16類、約2,936億円）、プラスチック製品（39類、約1,957億円）の順に輸入額が多い

EPA利用状況（ベトナム）

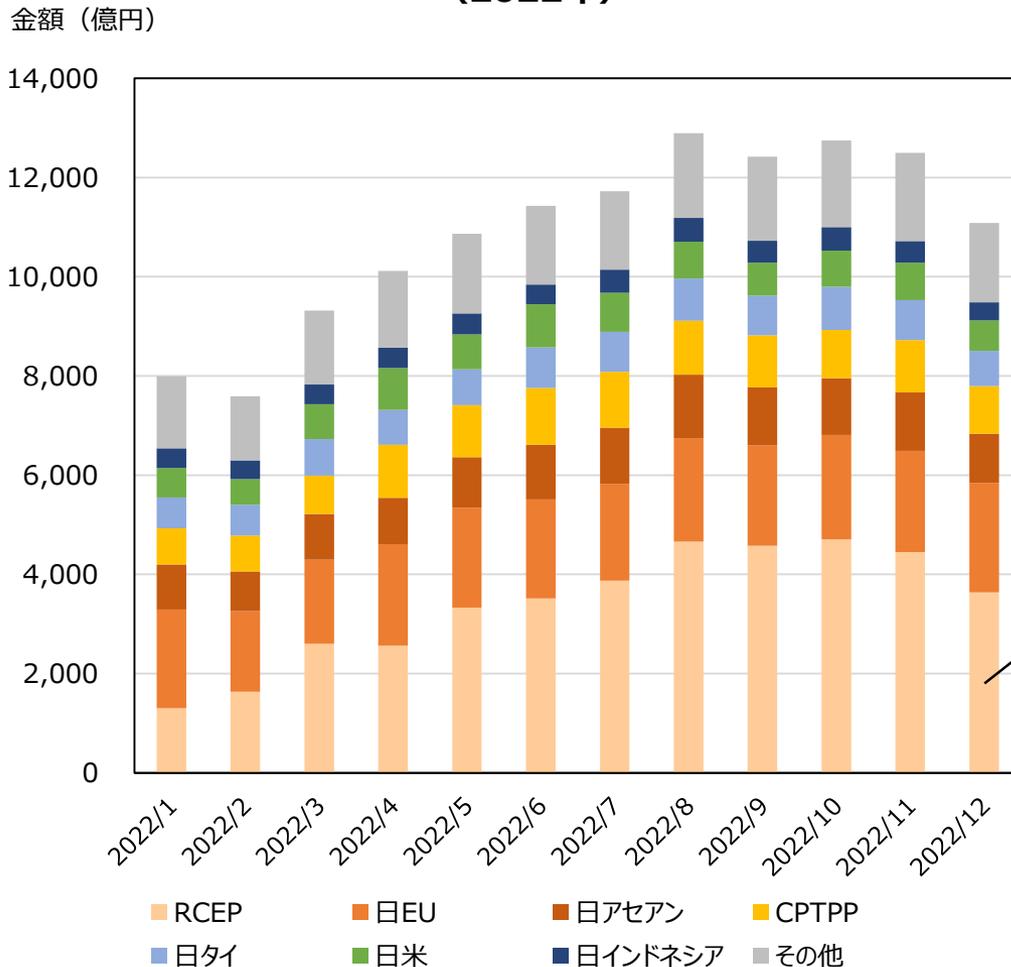


ベトナムからは衣類（61類・62類、計約4,644億円）、靴（64類、約1,441億円）の順に輸入額が多い

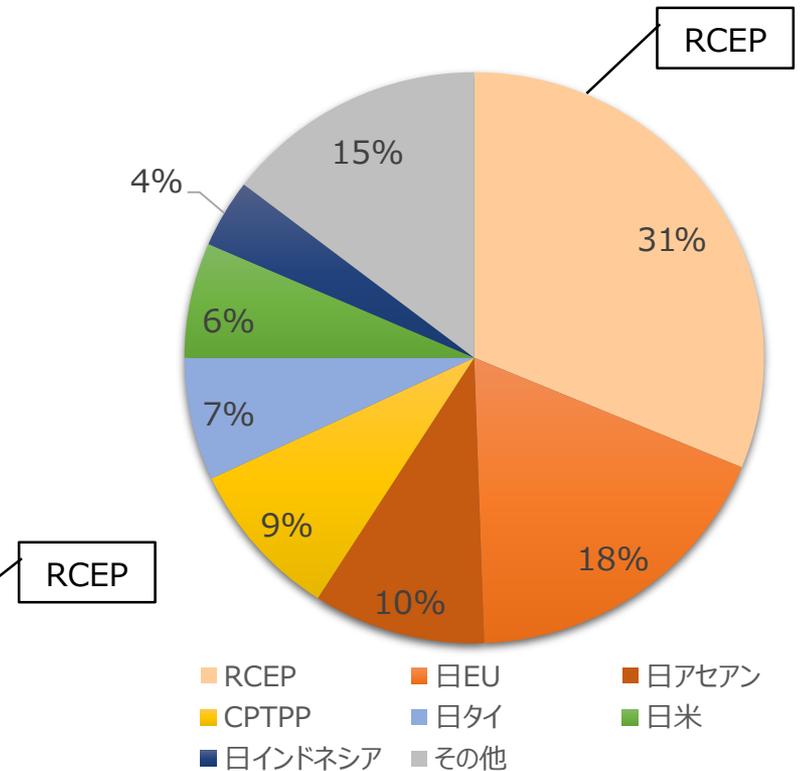
I-3 利用状況（日本における輸入：協定別）③

- RCEP税率適用輸入額は、2022年1月発効以降、8月まで増加し、その後は横ばい傾向。
- 2022年のEPA税率適用輸入額のうち、RCEPが約31%を占める。

EPA税率適用輸入額
(2022年)



EPA税率適用輸入割合
(2022年)

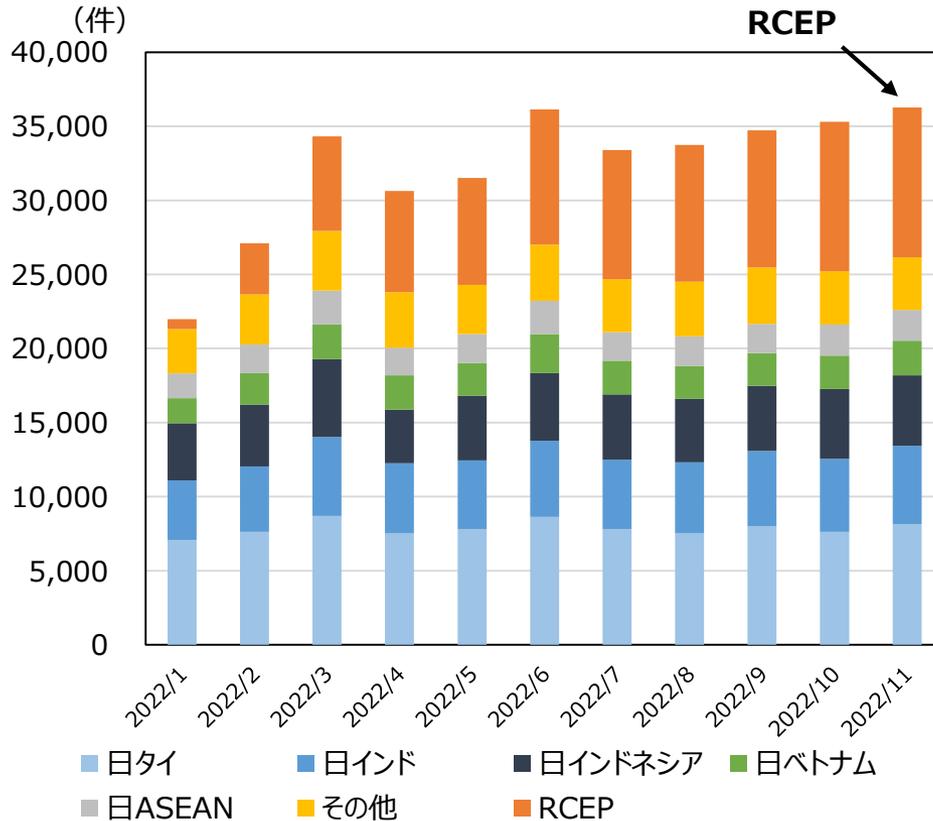


(出所) 財務省 経済連携協定別時系列表

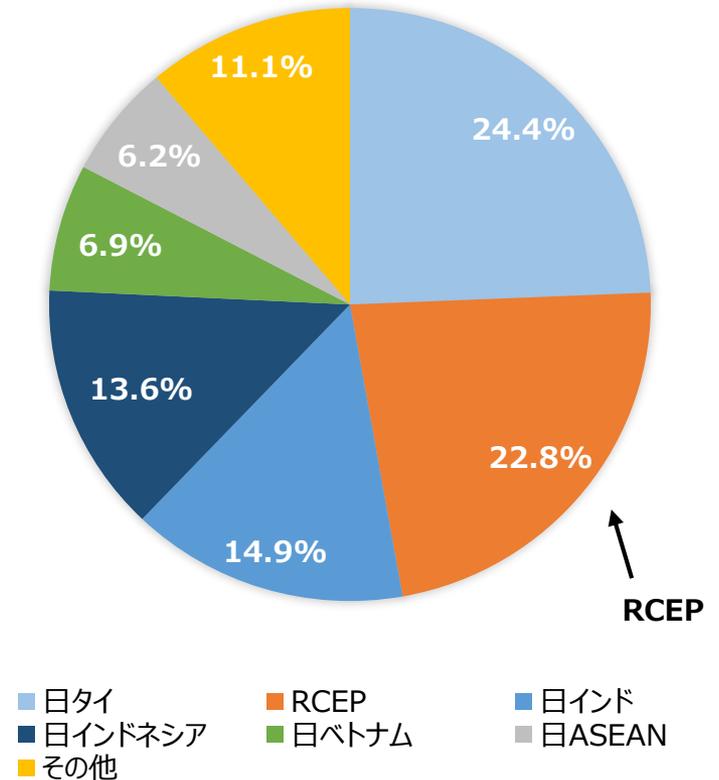
I-3 利用状況（日本における輸出）

➤ 2022年1月1日の発効以降、RCEPに係る原産地証明書発給件数は増加傾向。同年6月以降の発給件数は約9,000件/月とその他の原産地証明書が必要なEPAの中で最も多く発給している。

原産地証明書発給件数
(2022年1月以降)



原産地証明書発給件数割合
(2022年1月～11月の合計)



目次

I. RCEP協定の概要・利用状況

- 1 RCEP協定の概要
- 2 RCEP協定の参加国及び各国の状況
- 3 利用状況

II. 原産地規則

- 1 原産地基準
- 2 累積
- 3 僅少の非原産材料

III. RCEP協定の利用でご留意いただきたい点

- 1 品目別規則の変換について
- 2 ケーススタディ
 - ・ 人造繊維製のカーディガン（中国からの輸入）
 - ・ 婦人用革製カジュアルシューズ（ベトナムからの輸入）
 - ・ 第三国を経由する貨物
 - ・ 清酒（中国への輸出）
 - ・ 自動車部品（中国への輸出）
- 3 輸入における不備の相談事例
- 4 よくある輸入申告誤り
- 5 よくある質問（FAQ）
- 6 RCEP協定の事後確認

条件1 特恵 (EPA) 税率

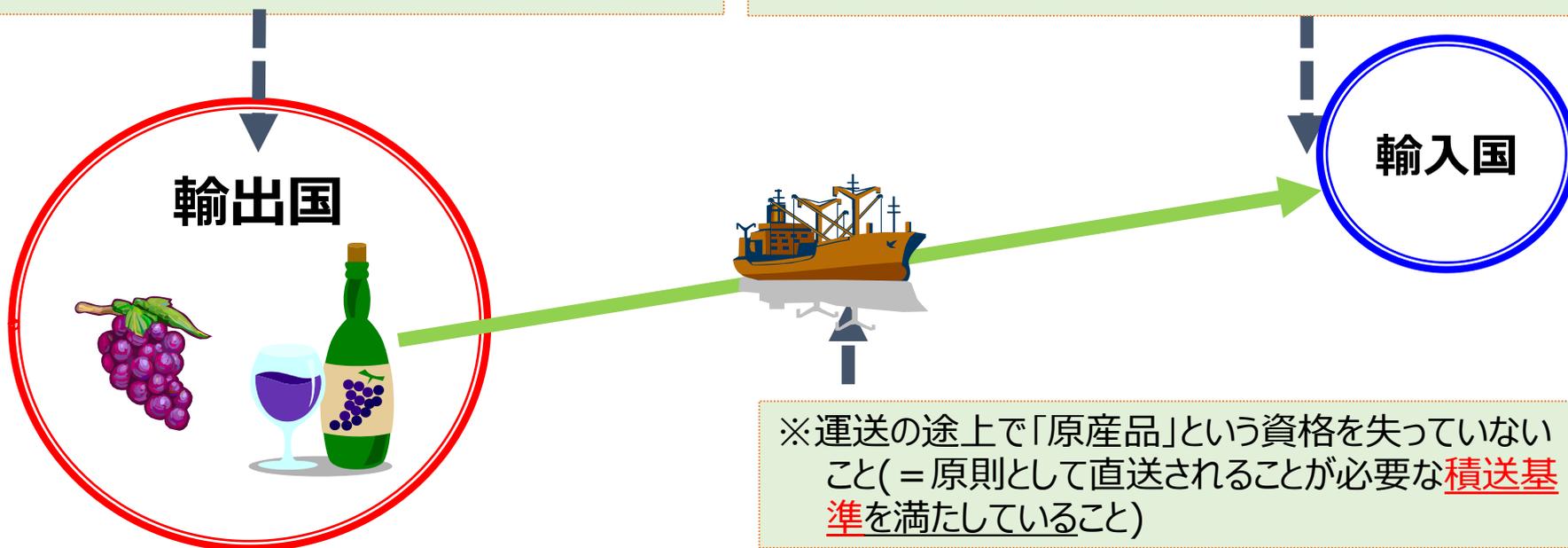
輸出入される産品 (貨物) に関し、特恵税率が設定されていること

条件2 原産地基準

生産された産品が、「原産品」であると認められること
(= 原産地基準を満たしていること)

条件3 手続的要件

税関に産品が「原産品」であることを証明した又は申告する書類を提出すること



※ 特恵税率適用のためには、全ての条件を満たす必要がある

各EPAにおける考え方は概ね共通

例 RCEP協定 第3・2条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に定める他の全ての関連する要件を満たすものは、原産品として取り扱う。

(a) 一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条（完全に得られ、又は生産される産品）に定めるもの

① 完全生産品

(b) 一の締約国において一又は二以上の締約国からの**原産材料**のみから生産される産品

② 原産材料のみから生産される産品

(c) 一の締約国において**非原産材料**を使用して生産される産品であって、附属書3A（品目別規則）に定める関連する要件を満たすもの

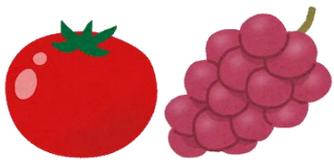
③ 品目別規則を満たす産品

II-1 原産地基準 ～完全生産品～

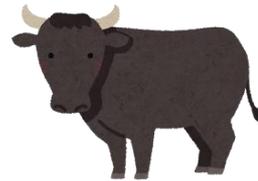
例 RCEP協定 第3・2条 原産品

(a) 一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、次条（完全に得られ、又は生産される産品）に定めるもの

【第3・3条 完全に得られ、又は生産される産品（抜粋）】



(a) 当該一の締約国において栽培され、及び収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品（果実、野菜等）



(b) 生きている動物であつて、当該一の締約国において生まれ、かつ、成育されたもの（家畜等）



(c) 生きている動物であつて、当該一の締約国において成育されたものから得られる産品（生乳等）



(d) 当該一の締約国において行われる狩猟、わなかけ、漁ろう、飼養、養殖、採集又は捕獲により得られる産品（野生の動物等）



(e) 当該一の締約国の土壌、水域、海底又はその下から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（水等）



(j) 当該一の締約国において専ら(a)から(i)までに規定する産品又はこれらの派生物から得られ、又は生産される産品（肉等）

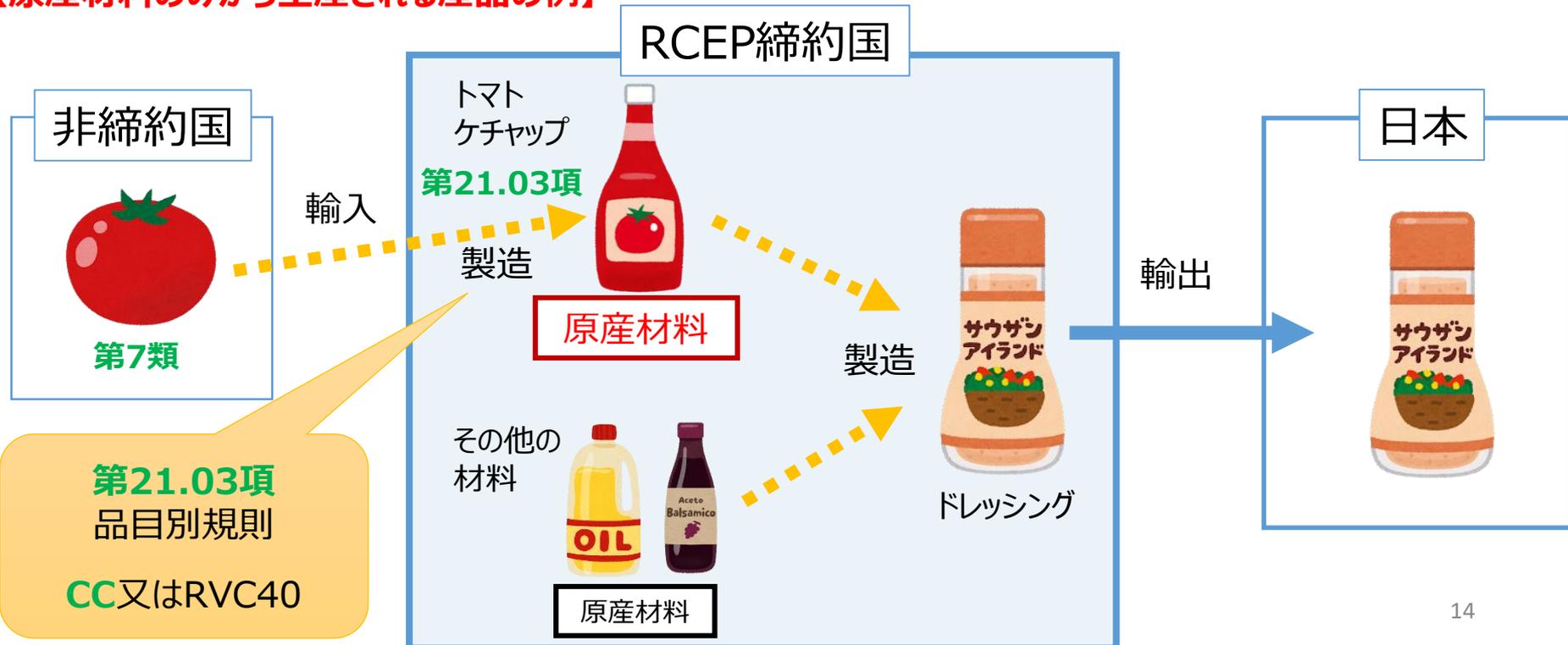
II-1 原産地基準 ～原産材料のみから生産される製品～

例 RCEP協定 第3・2条 原産品

(b) 一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される製品

- 締約国の原産材料のみから生産される製品のこと。
- 生産に直接使用される材料はすべて「原産品」だが、材料の材料に遡ると非原産材料が使用されている。

【原産材料のみから生産される製品の例】



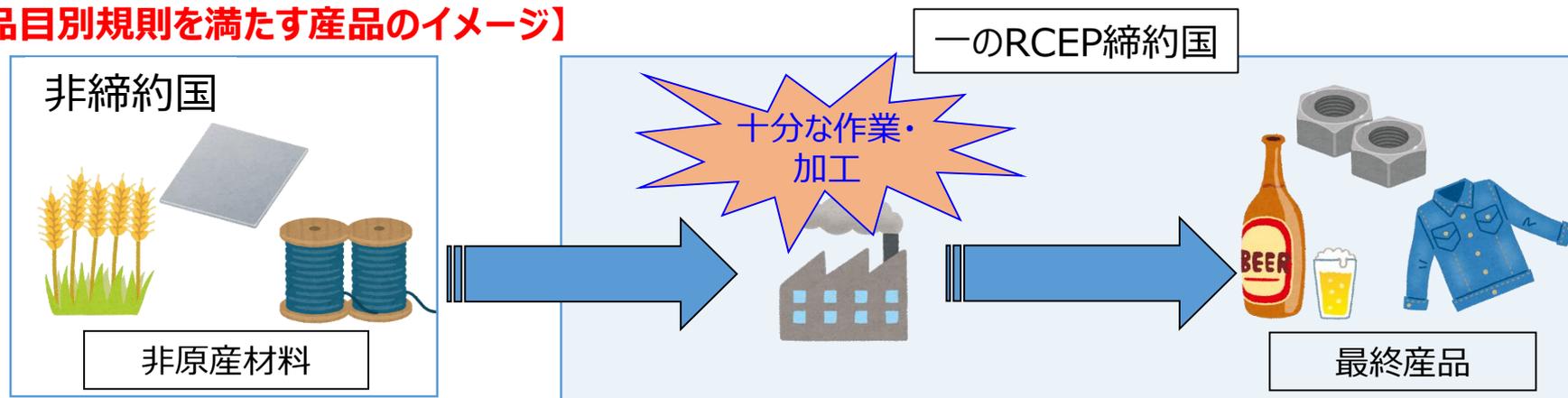
Ⅱ-1 原産地基準 ～品目別規則を満たす産品～

例 RCEP協定 第3・2条 原産品

(c) 一の締約国において非原産材料を使用して生産される産品であって、附属書3A（品目別規則）に定める要件を満たすもの

- 非原産材料を使用しているも、締約国において原産品としての資格を与えるために十分な作業・加工が行われた場合には、最終産品を原産品と認めるもの。
- 附属書3A 品目別規則では産品のHS番号ごとに「十分な作業・加工」の基準が定められている。

【品目別規則を満たす産品のイメージ】



【品目別規則の3類型】

- ① 関税分類変更基準：非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類番号変更があること。
- ② 付加価値基準：産品に一定以上の価値を付与すること。（控除方式と積上げ方式を採用）。
- ③ 加工工程基準：産品に特定の加工（化学品の化学反応）がなされること。

II-1 原産地基準 ～品目別規則を満たす産品～

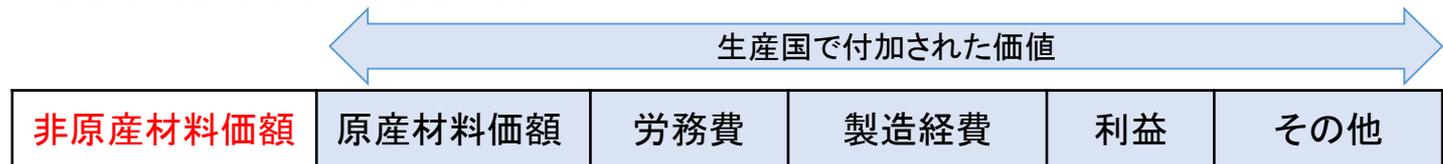
RCEP協定で使用される用語の定義

関税分類変更基準

用語	定義
CC	産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの 2桁番号 の水準におけるCTC（関税分類の変更）が行われたこと
CTH	産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの 4桁番号 の水準におけるCTC（関税分類の変更）が行われたこと
CTSH	産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの 6桁番号 の水準におけるCTC（関税分類の変更）が行われたこと

付加価値基準

「**RVC40**」とは、第3.5条（域内原産割合の算定）の規定に基づいて算定される産品の域内原産割合が**40パーセント以上**でなければならないことをいう。



加工工程基準

「**CR**」とは、化学反応に係る規則をいう。化学反応による生産品である産品は、当該化学反応が締約国において行われる場合には、原産品とする。「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成することは又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる過程（生化学的なものを含む。）をいう。この定義の適用上、次のものは、化学反応とみなさない。(i)水その他の溶媒への溶解 (ii)溶媒（溶解水を含む。）の除去 (iii) 結晶水の追加又は除去¹⁶

Ⅱ-2 累積

例 RCEP協定 第3・4条 累積

RCEP協定では、締約国の原産品が他の締約国における製品の生産に材料として使用される場合に、当該他の締約国の原産材料とみなすことができる「モノの累積」が採用されている。

【モノの累積の適用例】

原産品の資格を獲得しやすくなる。

豪州で生産されるオレンジマーメイド（第2007.91号）

材料：オレンジ（第08.05項）、砂糖（第17.01項）、レモン果汁（第20.09項）

第2007.91号 品目別規則：CC（類の変更）



レモン果汁が第20類であることから、CC（類の変更）を満たさない。
⇒オレンジマーメイドは原産品と認められない。



レモン果汁がタイの原産品であり、豪州での生産の材料として使用されている。
⇒累積を適用し、レモン果汁を豪州の原産材料とみなす。
⇒CCを満たさない非原産材料がない。
⇒オレンジマーメイドは原産品と認められる。



「生産行為の累積」の適用については、RCEP協定が全ての署名国について効力を生ずる日に検討を開始し、5年以内に終了する。

Ⅱ-3 僅少の非原産材料

例 RCEP協定 第3・7条 僅少の非原産材料

品目別規則の関税分類変更基準（CC,CTH,CTSH）を満たさない非原産材料があった場合でも、その使用が僅かな場合は、その産品をRCEP締約国の原産品と認めることができる。

【僅かな場合とは】

原産品の資格を獲得しやすくなる。

- (a) **HS第1類から第97類の産品** : 関税分類変更基準を満たさない非原産材料の価額が産品のFOB価額の10%以下の場合
- (b) **HS第50類から第63類の産品** : 関税分類変更基準を満たさない非原産材料の総重量が産品の総重量の10%以下の場合

⇒ 第50類から第63類の僅少の非原産材料は、上記(a)と(b)のいずれかを選択することが可能。

【僅少の非原産材料の適用例】

豪州で生産されるオレンジマーマレード（第2007.91号）

材料：オレンジ（第08.05項）、砂糖（第17.01項）、レモン果汁（第20.09項）

第2007.91号 品目別規則：CC（類の変更）



レモン果汁は第20類であることから、CC（類の変更）を満たさない。

⇒ レモン果汁の価額が産品のFOB価額の10%以下であることから、**僅少の非原産材料の適用が可能。**

⇒ **オレンジマーマレードは原産品と認められる。**

目次

I. RCEP協定の概要・利用状況

- 1 RCEP協定の概要
- 2 RCEP協定の参加国及び各国の状況
- 3 利用状況

II. 原産地規則

- 1 原産地基準
- 2 累積
- 3 僅少の非原産材料

III. RCEP協定の利用でご留意いただきたい点

- 1 品目別規則の変換について
- 2 ケーススタディ
 - ・ 人造繊維製のカーディガン（中国からの輸入）
 - ・ 婦人用革製カジュアルシューズ（ベトナムからの輸入）
 - ・ 第三国を経由する貨物
 - ・ 清酒（中国への輸出）
 - ・ 自動車部品（中国への輸出）
- 3 輸入における不備の相談事例
- 4 よくある輸入申告誤り
- 5 よくある質問（FAQ）
- 6 RCEP協定の事後確認

品目別規則の変換について

経緯

- ◆ 置換え後のHS2022版品目別規則（PSR）が2022年6月30日にRCEP合同委員会において採択。6カ月の周知期間を経て**本年1月1日**から施行。
- ◆ 同日以降、RCEP協定に基づく原産地証明書（CO）及び原産地申告（DO）は、HS2022に置き換えられたPSRに従って記載する必要。
- ◆ 運用上のガイドライン（IG）の改定も採択され、改定後の同ガイドラインについても本年1月1日から運用開始。
- ◆ COの裏面事項（Overleaf Note）についても今回のPSRのHS変換を受けて修正。

輸入時における留意事項

- ◆ 文書による事前教示の取扱い
置き換え前の品目別規則（HS2012版）に基づく事前教示回答書は、有効期限内（回答から3年間）は引き続き通関審査において尊重されます。
- ◆ 2022年中に発給された原産地証明書等の取扱い
2022年中に置き換え前の品目別規則（HS2012版）に基づきRCEP協定締約国の当局が発給した原産地証明書又は認定輸出者、輸出者、生産者若しくは輸入者が作成した原産地申告は、それらの有効期限内（発給又は作成の日から1年間）において、2023年以降も、輸入通関時に有効なものとして取り扱われます。

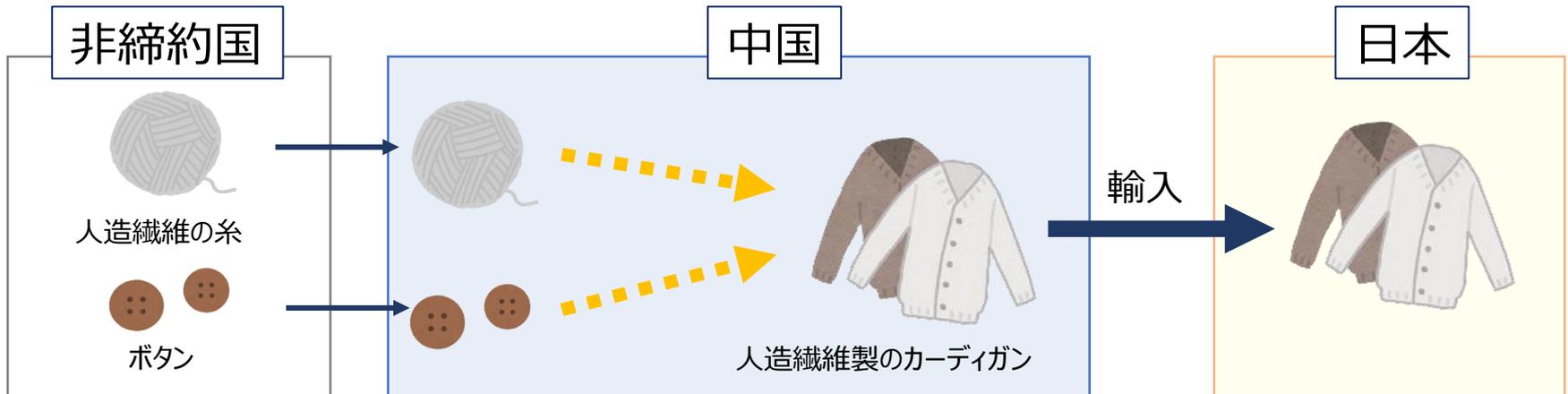
2. ケーススタディ① 人造繊維製のカーディガン（中国からの輸入）

中国において、第三国（非締約国）の人造繊維製の糸、ボタンを使用して、人造繊維製のカーディガンを生産する場合、RCEP協定に基づく特惠税率を適用できるか？（HS番号はHS2022）

（輸入統計品目番号） 6110.30-099 人造繊維製のカーディガン等

	RCEP協定			MFN税率 （基本税率）
	（ASEAN/豪州/NZ）	（中国）	（韓国）	
関税率 （2023年4月時点）	無税	8.9%	ポリエステルのも（しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するものを除く）以外のもの 8.9%	10.9%

税率差発生品目



→ RCEP協定上の中国原産品と認められるか？適用税率は？

RCEP協定上の原産品とは

- RCEP協定における関税の特恵待遇（RCEP税率）は、RCEP協定締約国の原産品にのみ適用される。
- この協定の適用上、第3・2条（a）～（c）に規定する以下のいずれかの産品であって、第3章に定める他の全ての関連する要件を満たすものが、原産品とされる。

(a) 完全生産品（第3・2条(a)）

一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、協定第3・3条に定めるもの



（例）締約国において栽培され、収穫されたぶどう（第3・3条(a)）

産品の生産がどこまで遡っても一の締約国で完結している。

(b) 原産材料のみから生産される産品（第3・2条(b)）

一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品。生産に直接使用される材料はすべて「原産品」だが、材料の材料に遡ると「非原産品」が使用されている。

全ての一次材料が原産品。

(c) 品目別規則を満たす産品（第3・2条(c)）

一次材料に非原産品が使われている。

一の締約国において非原産材料を使用して生産される産品であって、**附属書3A 品目別規則**に定められた要件を満たすもの。規則は品目分類番号（HS番号）ごとに定められている。



RCEP協定の衣類の品目別規則

- RCEP協定には、日アセアン包括協定等において採用されている「関税分類を決定する構成部分」の規定がなく、すべての非原産材料が品目別規則の対象となる。
- 衣類及び衣類附属品（第61類、第62類）の品目別規則は、「類の変更（CC）」が採用されており、産品の属する類以外の非原産材料（例えば、糸や布、ボタンなど）から生産する場合、品目別規則を満たす。

（輸入統計品目番号） 6110.30-099 人造繊維製のカーディガン等

RCEP協定 附属書 3 A 品目別規則

第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） CC

※ 附属書に関する頭注 7 (b) 「CC」とは、製品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの2桁番号の水準におけるCTC（関税分類の変更）が行われたことをいう。



→ RCEP協定上の中国原産品と認められる。

・・・適用税率は？ ⇒「RCEP原産国」に対する税率を適用（次ページで説明）

RCEP原産国とは

RCEP協定では、産品が原産品の資格を取得した国とは別に、「**RCEP原産国**」の決定が必要。

- RCEP協定では、一部締約国（※）が、**産品の種類及び輸入相手国**によって異なる関税率を設定。これを「**関税率の差異**」又は「**税率差**」と呼ぶ。

（※）日本、中国、韓国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム。

- 日本への輸入の場合、「対ASEAN・豪州・NZ」、「対中国」、「対韓国」の3種類の税率を設定（税率差発生品目数：約2,700）

「税率差」の目的

- 税率差発生品目の場合、低い税率が適用される締約国を意図的に経由する、「迂回輸入」が発生する可能性。
- これを防ぐため、低い税率が適用される国を意図的に経由してその国で原産品の資格を取得したとしても、その国に対する税率を適用しないための「**税率差ルール**」を規定。
- 税率差発生品目の場合は、複数ある税率のうち、「**RCEP原産国**」に対する**関税率が適用**（第2・6条6を適用する場合を除く）。そのため、「**税率差ルール**」は「**RCEP原産国を決定するためのルール**」ともいえる。
- 多くの場合、「RCEP原産国」は原産品の資格を取得した国と同一となるが、産品によっては異なる場合あり。
- 「**RCEP原産国**」は**原産地証明書等の必要的記載事項**であり、**税率差が発生しない産品であっても「RCEP原産国」の記載が必要**。
ただし、**税率差がない場合は、いずれの国が「RCEP原産国」となっても、適用税率は同一**。

税率差（例）

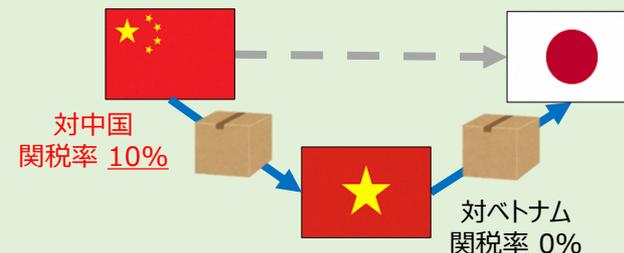
中国：14.7%
韓国：非譲許

実行関税率表 2022年4月版

統計番号 番号	品名	関税率		関税率（経済連携協定）	
		基本	WTO税率	RCEP(中国)	RCEP(韓国)
20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	28%	16.8%	14.7%	
2008.19 199	- その他のもの				

イメージ図

RCEP協定上のベトナム原産品と認められる産品の「**RCEP原産国**」が中国となる場合、**対中国関税率（10%）**が適用。



※この場合であっても、産品がベトナム原産品であることに変わりはない。

原産地証明書のRCEP原産国記載例

No.	6. Description of the goods, Invoice numbers and date of invoice 産品の品名、仕入書番号・日付	7. HS Code (6-digit level, HS2012) 関税分類番号 (6桁、HS2012)	8. Origin conferring criterion 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP 原産国	10. Quantity and value (FOB) where RVC is applied 数量及び FOB 価額
1	POLYESTER PANTS ABC012345,1/11/2022	6203.43	CTC	CHINA	200pcs

RCEP原産国の決定

前提：RCEP原産国は、製品が原産品と認められるかの確認をした後に検討する。

決定のルール：

(1) 付録に掲げる100品目に該当する原産品の場合（第2・6条3）

日本国の譲許表の付録に掲げる特定の原産品（100品目）に該当する製品は、「原産品の資格を取得した国（＝輸出締約国）」における付加価値が20%以上である場合に限り、RCEP原産国は「原産品の資格を取得した国」となる。

◆**確認書類：**「原産品の資格を取得した国」の生産において付加された価値が確認できる資料。

控除方式（第3・5条(a)）により算出する場合は、非原産材料の価額と製品のFOB価額がわかる資料。

（例）製造原価計算書、仕入書、支払記録等

(2) 付録に掲げる100品目に該当しない原産品の場合（第2・6条2）

日本国の譲許表の付録に掲げる特定の原産品（100品目）に該当しない場合、原則としてRCEP原産国は「原産品の資格を取得した国（＝輸出締約国）」となる。ただし協定第3・2条(b)の「原産材料のみから生産される製品」である場合は、「原産品の資格を取得した国」において「軽微な工程」（第2.6条5）以外の加工が行われた場合に限り、RCEP原産国は「原産品の資格を取得した国」となる。

◆**確認書類：**「原産品の資格を取得した国」の生産の内容を確認できる資料。

（例）製造工程表、生産指図書等

(3) (1)(2)でRCEP原産国が決定されない製品の場合（第2・6条4）

(1)で付加価値が20%未満である場合又は(2)で「原産材料のみから生産される製品」について軽微な工程しか行われていない場合、RCEP原産国は「最高価額の原産材料を提供した締約国」となる。

◆**確認書類：**「原産品の資格を取得した国」の生産に使用された原産材料を提供した国とその価額を確認できる資料。

（例）材料の原産地証明書、製造原価計算書、仕入書、支払記録等

(4) 輸入者が選択するルール（第2・6条6）

上記にかかわらず輸入者は以下のいずれかの税率の適用を求めることができる。

(a) 「原産材料を提供した締約国」に適用する税率のうち最高税率

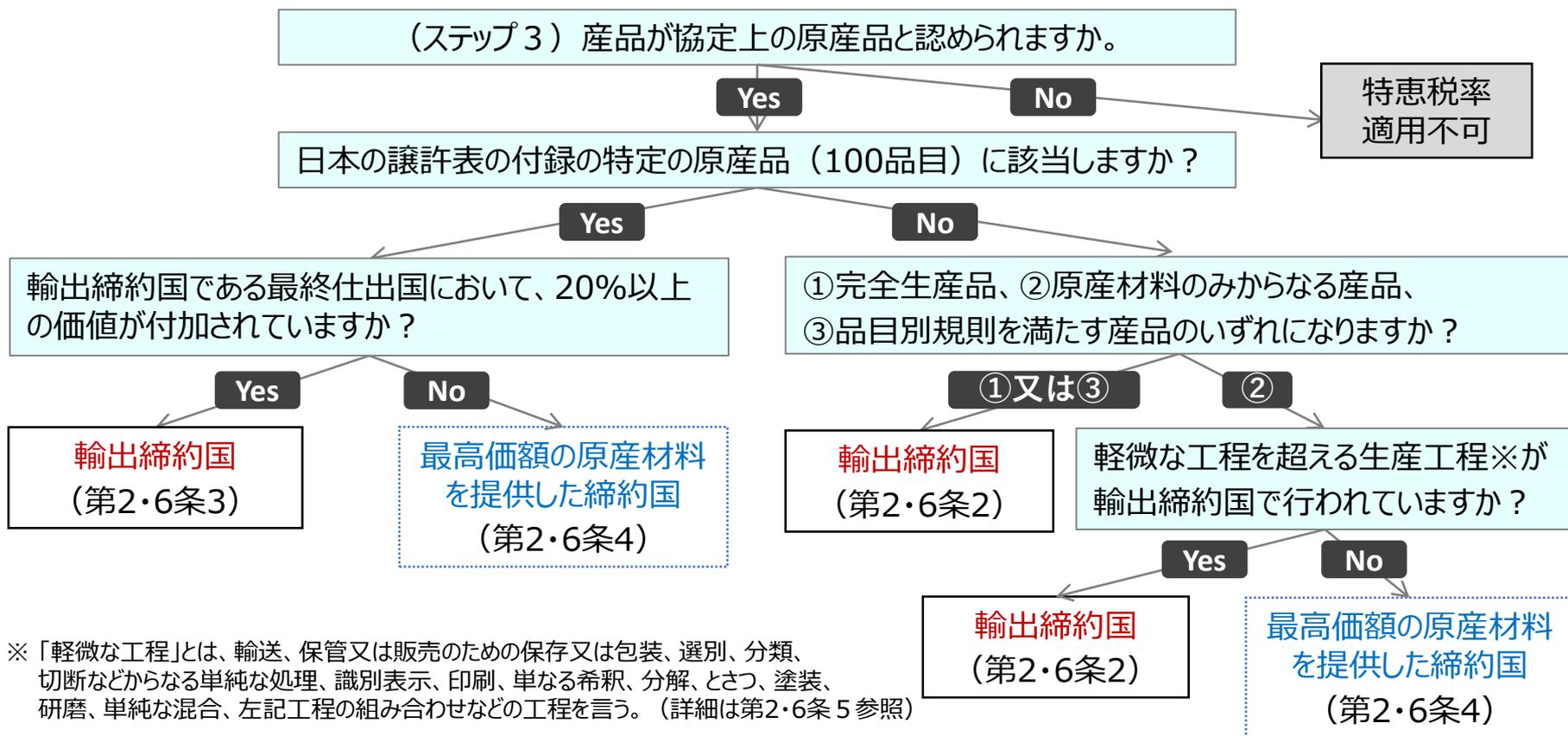
(b) 「全ての締約国」に適用する税率の中で最高税率

RCEP原産国の確認のポイント

日本への輸入時におけるRCEP原産国確認のポイント

- ステップ1 輸入しようとする製品の関税分類番号9桁を特定する。
 ステップ2 製品の輸出国に対してRCEP協定に基づく特惠税率が設定されていることを確認する。
 ステップ3 製品が協定上の原産品と認められるかを確認する。
 ステップ4 以下のフローチャートに従ってRCEP原産国を決定する。

RCEP原産国の決定フローチャート ● 多くの場合、RCEP原産国は輸出締約国（原産品の資格を取得した国）と同一となります。

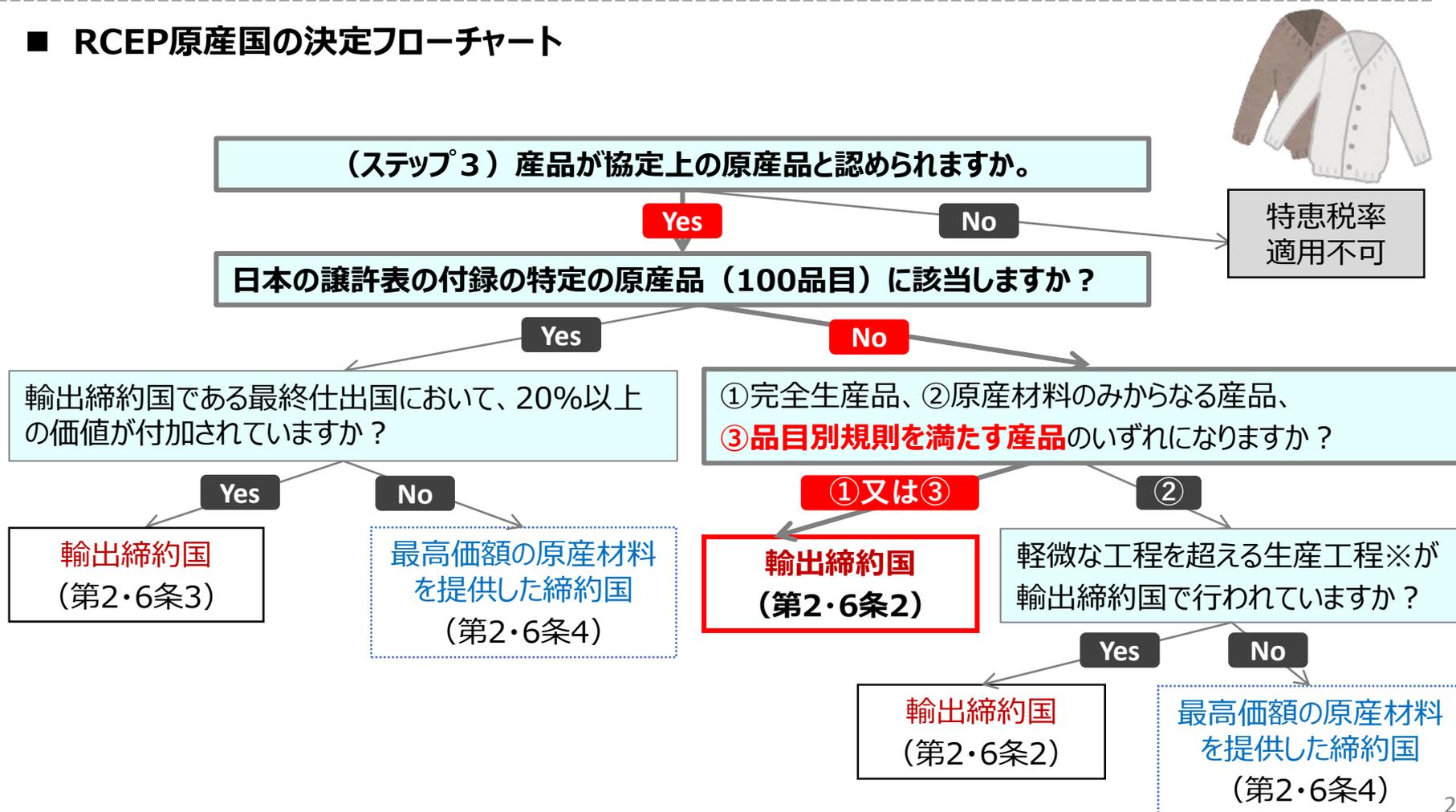


輸入者は生産に関与した締約国又は全ての締約国に適用する税率の中で 最高税率を選択可能（第2・6条6） 26

RCEP原産国の決定

- 第61類、第62類の衣類及び衣類附属品については、「日本の譲許表の付録の特定の原産品（100品目）」に該当しない。
- 本事例の場合、原産品の要件のうち、「品目別規則を満たす産品」の要件を満たすことから、RCEP原産国は、原産品の資格を取得した「輸出締約国（中国）」となる。

■ RCEP原産国の決定フローチャート



ケーススタディ① まとめ

中国において、第三国（非締約国）の人造繊維製の糸、ボタンを使用して、人造繊維製のカーディガンを生産する場合、RCEP協定に基づく特惠税率を適用できるか？（HS番号はHS2022）

（輸入統計品目番号） 6110.30-099 人造繊維製のカーディガン等

	RCEP協定			MFN税率 (基本税率)
	(ASEAN/豪州/NZ)	(中国)	(韓国)	
関税率 (2023年4月時点)	無税	8.9%	ポリエステルのも（しゅうしたも、 レースを使用したもの及び模様編みの 組織を有するものを除く）以外のもの 8.9%	10.9%

品目別規則 第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） CC



→ RCEP協定上の中国原産品と認められ、特惠税率（中国、8.9%）（※）の適用が可能。

※ 本事例において、RCEP原産国は中国と認められる。（「RCEP協定第2.6条（関税率の差異）3の規定に関する日本の付録（100品目）」に該当せず、原産品の資格を取得した輸出締約国である中国がRCEP原産国となる。）

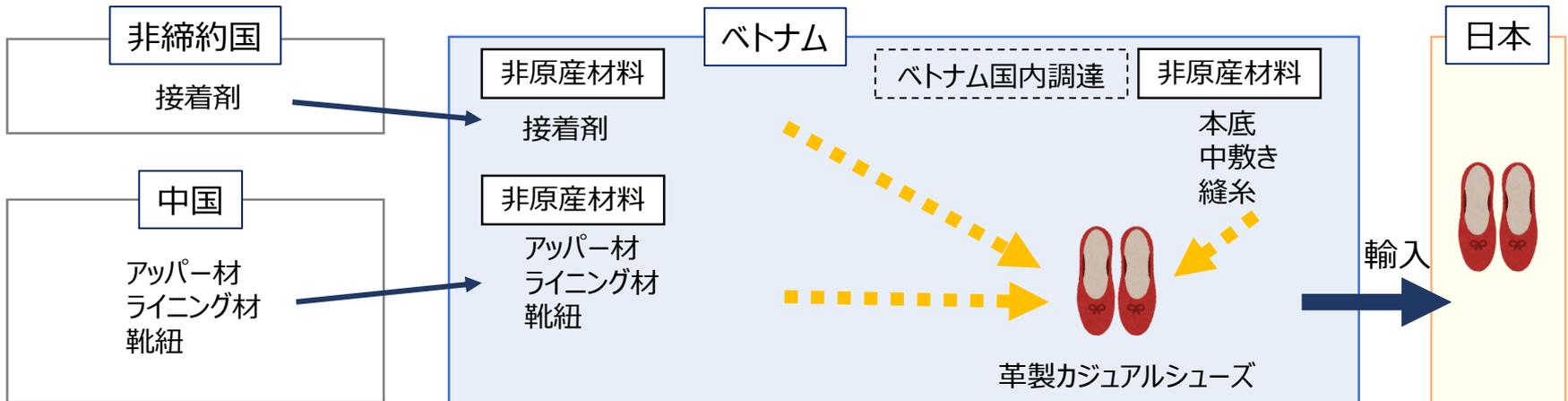
2. ケーススタディ② 婦人用革製カジュアルシューズ（ベトナムから輸入）

ベトナムにおいて、第三国（非締約国）とRCEP協定締約国（中国）の材料を使用して、婦人用革製カジュアルシューズを生産する場合、RCEP協定に基づく特恵税率を適用できるか？（HS番号はHS2022）

（輸入統計品目番号） 6403.99-016 婦人用革製カジュアルシューズ

	RCEP協定			MFN税率 (WTO税率)
	(ASEAN/豪州/NZ)	(中国)	(韓国)	
関税率 (2023年4月時点)	17.6%	18.5%	非譲許	30%又は4,300円/足のうちいずれか高い税率

税率差発生品目



→ RCEP協定上のベトナムの原産品と認められるか？適用税率は？

RCEP協定の履物の品目別規則

- RCEP協定では、履物（第64類）の品目別規則として、「関税分類変更基準」または「付加価値基準」の選択制が採用されている。いずれかの基準を満たすことができれば、「品目別規則を満たす産品」となる。

(輸入統計品目番号) 6403.99-016 婦人用革製カジュアルシューズ

RCEP協定 附属書 3 A 品目別規則

第64.03項 履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）
CTH又はRVC40

※ 附属書に関する頭注 7 (c) 「CTH」とは、製品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの4桁番号の水準におけるCTC（関税分類の変更）が行われたことをいう。

※ 附属書に関する頭注 7 (a) 「RVC40」とは、第3・5条（域内原産割合の算定）の規定に基づいて算定される製品の域内原産割合が40%以上でなければならないことをいう。



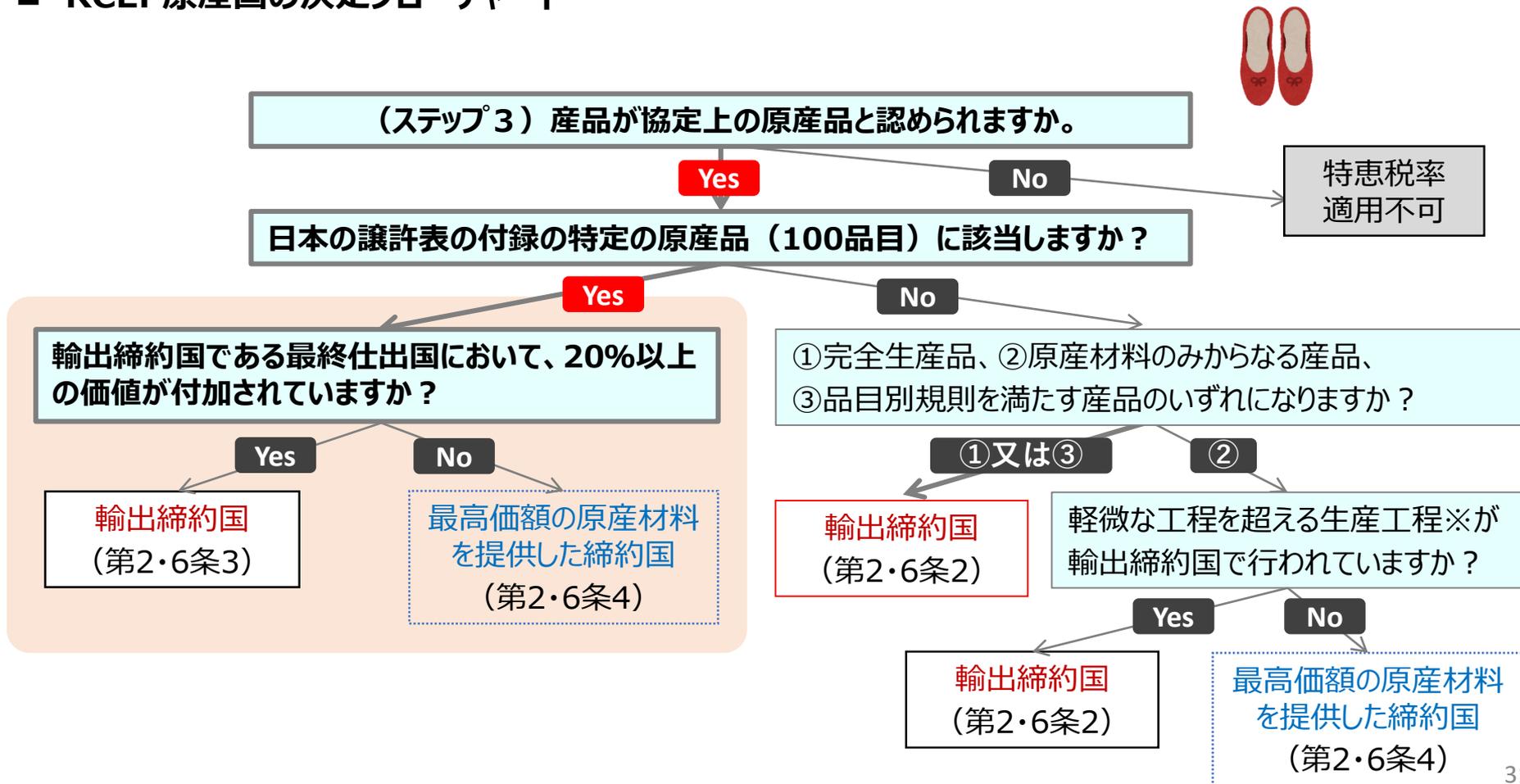
➔ **RCEP協定上のベトナム原産品と認められる。**（ここでは、関税分類変更基準（CTH）を適用）

…適用税率は？ ⇒「RCEP原産国」に対する税率を適用（次ページで説明）

RCEP原産国の決定

- 6403.99-016の品目（婦人用革製カジュアルシューズ）は、「日本の譲許表の付録の特定の商品（100品目）」に該当する。
- 該当する場合、「追加的な要件（＝日本への輸入の場合は、輸出締約国である最終仕出国において、20%以上の価値が付加されているかどうか）」を確認することが必要となる。

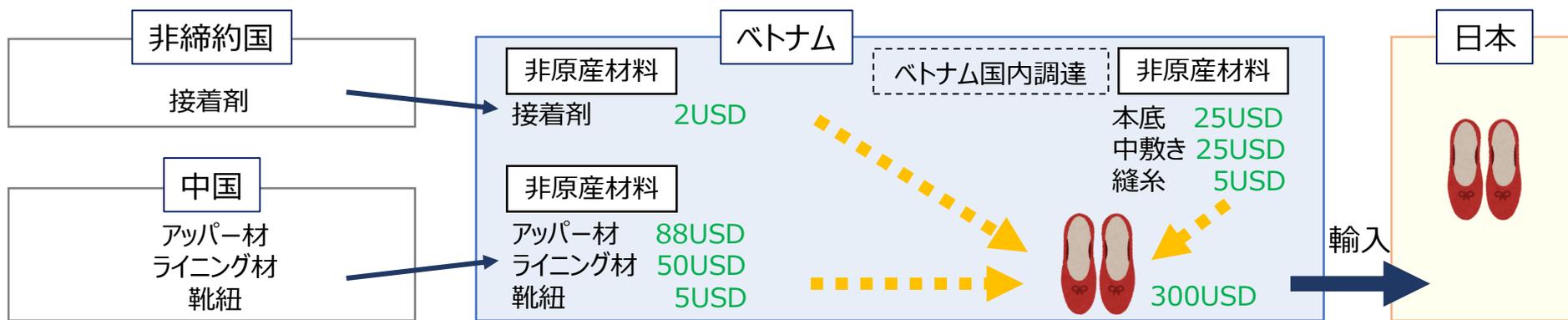
■ RCEP原産国の決定フローチャート



RCEP原産国の決定における付加価値の計算

- RCEP原産国の決定における付加価値の計算は、RCEP協定第3.5条（域内原産割合の算定）の規定に基づき行う。
- ただし、ほかの締約国において生産された製品（材料）は、その原産品（原産材料）としての資格にかかわらず、非原産品（非原産材料）として扱うことに留意。

(輸入統計品目番号) 6403.99-016 婦人用革製カジュアルシューズ



付加価値の計算方式 (※)

$$RVC = \frac{FOB \text{ (製品の価額)} - VNM \text{ (非原産材料価額)}}{FOB \text{ (製品の価額)}} = \frac{300\text{USD} - (2+88+50+5+25+25+5)\text{USD}}{300\text{USD}} \times 100 = 33.3\% \geq 20\%$$

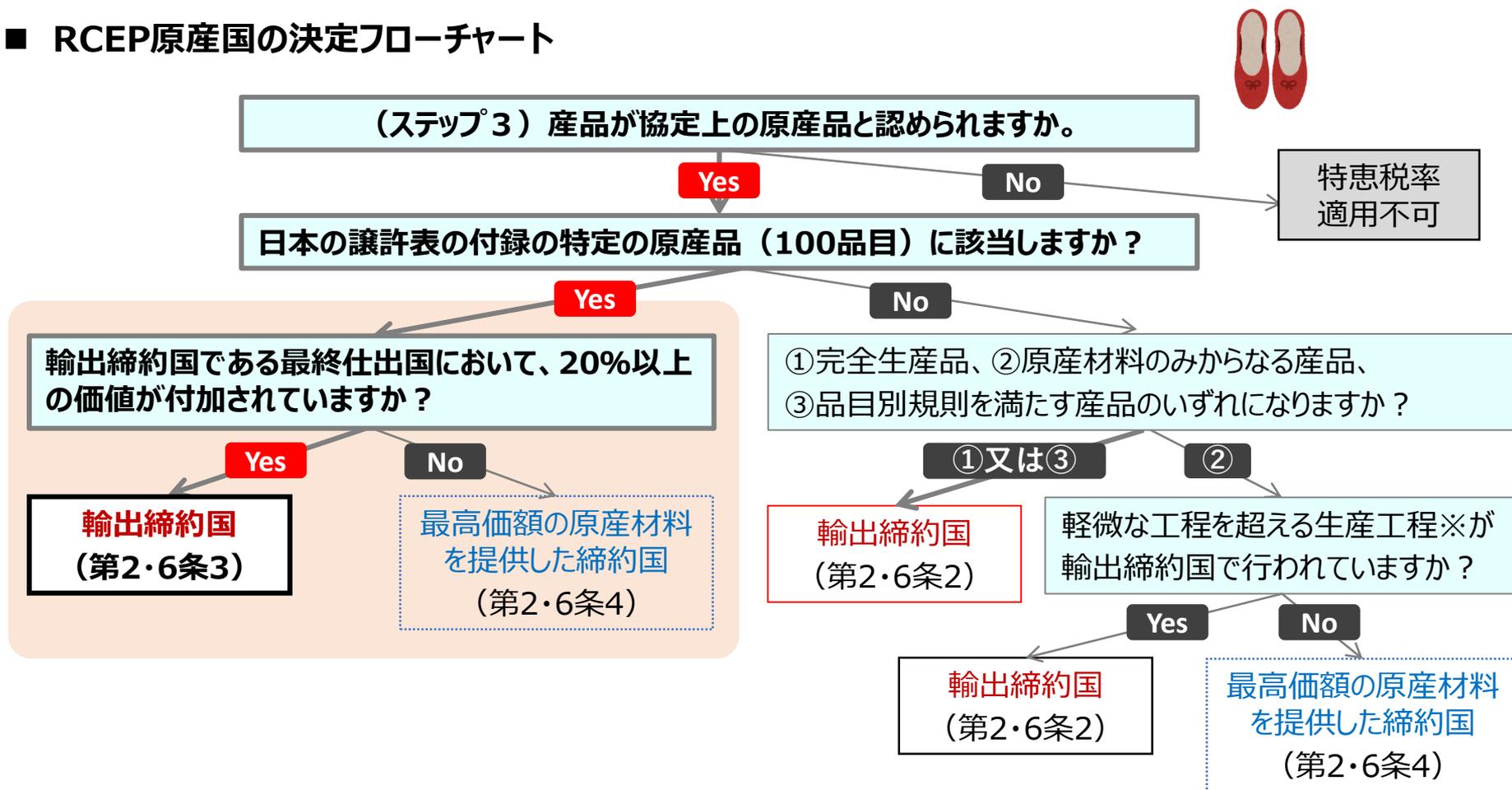
※ ここでは「控除方式」により計算。VOM（原産材料の価額）に直接労務費などを積上げる、「積上げ方式」による計算も可能。

→ 輸出締約国（ベトナム）において靴の価額の総額20%以上の価値が付加。

RCEP原産国の決定

- 本事例の場合、輸出締約国である最終仕出国において、20%以上の価値が付加されていることから、RCEP原産国は、原産品の資格を取得した「輸出締約国（ベトナム）」となる。

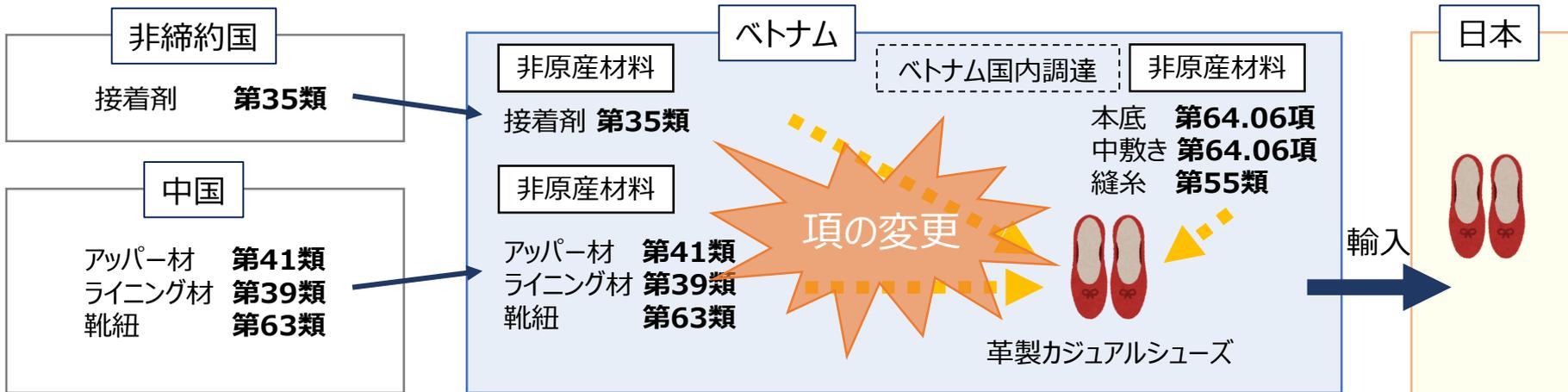
■ RCEP原産国の決定フローチャート



ベトナムにおいて、第三国（非締約国）とRCEP協定締約国（中国）の材料を使用して、婦人用革製カジュアルシューズを生産するが、RCEP協定に基づく特惠税率を適用できるか？
 （HS番号はHS2022）

（輸入統計品目番号） 6403.99-016 婦人用革製カジュアルシューズ

	RCEP協定			MFN税率 (WTO税率)
	(ASEAN/豪州/NZ)	(中国)	(韓国)	
関税率 (2023年4月時点)	17.6%	18.5%	非譲許	30%又は4,300円/足のうちいずれか高い税率



- 第64.03項の品目別規則は、「CTH（HS4桁レベルでの変更）又はRVC40（域内原産割合40%以上）」
- 日本の譲許表の付録にある特定の原産品（100品目）に該当。
- 輸出締約国（ベトナム）において靴の価額の総額20%以上の価値が付加。

→RCEP協定上のベトナム原産品と認められ、RCEP協定に基づく特惠税率（ASEAN/豪州/NZ、17.6%）を適用できる。RCEP原産国は輸出締約国であるベトナムとなる。

原産地にかかる事前教示制度のご案内



(文書による照会に対しては原則30日以内に回答)

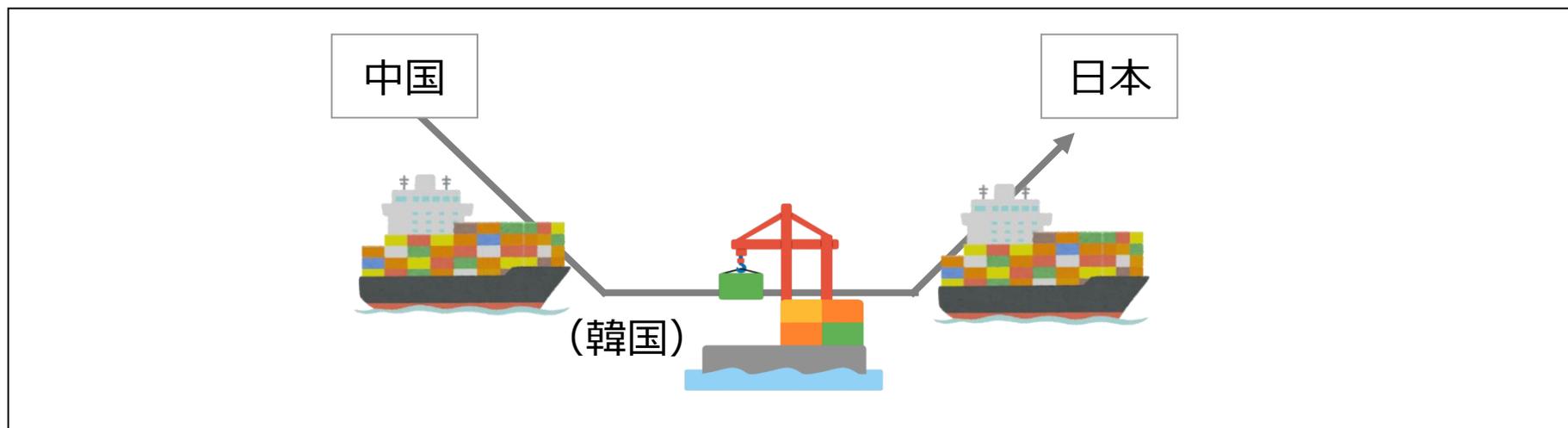
- 事前教示制度とは、貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度です。
- 輸入を予定している貨物の原産地、特惠税率の適用の可否等を事前に知ることができ、適用される税率が事前に分かることから、輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- **RCEP協定については、第2.6条に規定する「RCEP原産国」についても事前教示回答の対象となります（希望制）。**
- 貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く。）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）
の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われませんのでご注意ください。

2. ケーススタディ③ 第三国を経由する貨物

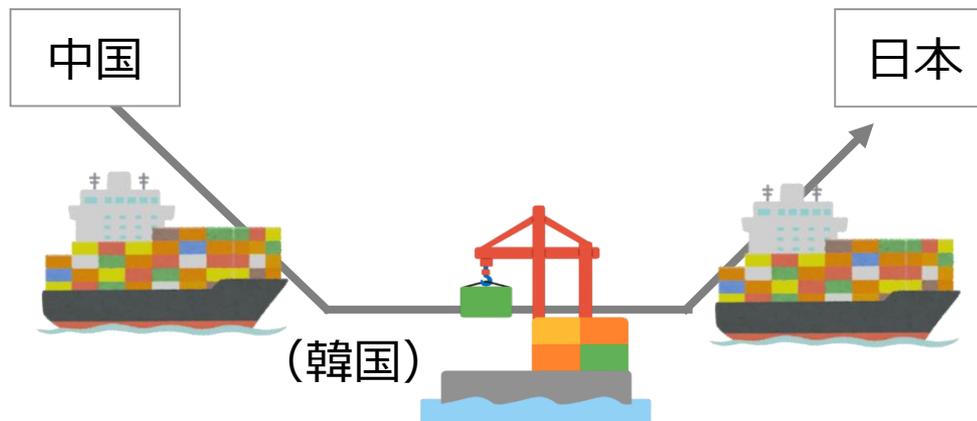
- (1) 中国において、有機化学品を生産し、韓国において、税関監督下で一時保管した後に、日本へ輸入する。産品へのRCEP協定に基づく特惠税率の適用は認められるか？
- (2) また、中国から韓国へ一時的に輸入し、保管している場合には、RCEP協定に基づく特惠税率の適用は認められるか？

なお、産品については、RCEP協定上の中国原産品であるとして、中国の発給当局により原産地証明書（C/O）が発給されている。



→ まずはRCEP協定の積送基準を確認する必要がある。

RCEP協定の積送基準



RCEP協定締約国からの輸出後、貨物が原産品としての資格を維持するためには、次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- (a) 輸出締約国から日本へ直接輸送される場合
 - (b) 第三国（非締約国又は**経由国である締約国**）を経由する場合で、**以下の（i）及び（ii）の要件を満たす場合**
 - (i) 第三国において更なる加工が行われていないこと（※）
 - (ii) 第三国にある間、税関当局の監督の下に置かれていること
- （※）物流に係る活動（例えば、積卸し、蔵置、当該原産品を良好な状態に保存するため又は輸送するために必要な他の作業）は除く。

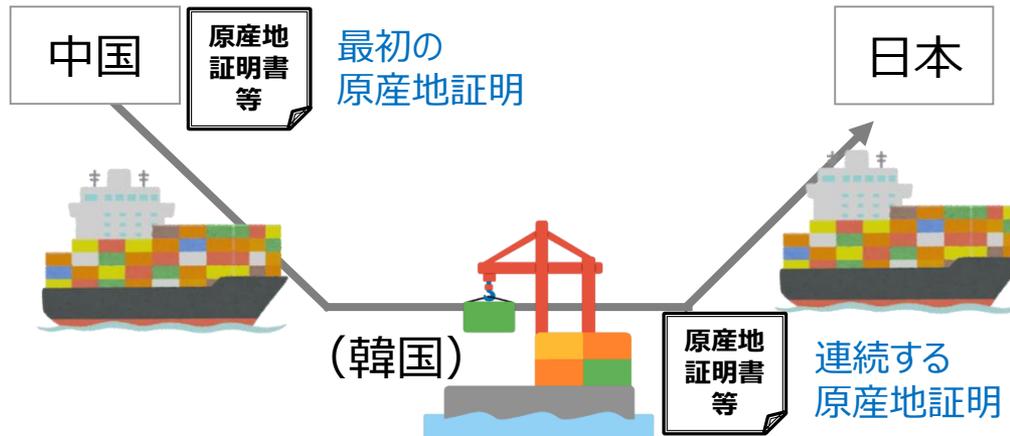
▶ 第三国を経由する場合、RCEP協定締約国の経由であっても、積送基準を満たすことを示す書類（＝運送要件証明書）の提出が必要。

運送要件証明書とは…通し船荷証券の写し、経由国の税関等が発給した証明書、その他税関長が適当と認める書類

（1）中国において、有機化学品を生産し、韓国において、税関監督下で一時保管した後、日本へ輸入する。産品へのRCEP協定に基づく特惠税率の適用は認められるか？

→ **運送要件証明書の提出により、特惠税率の適用が認められる。**

連続する原産地証明



- RCEP協定締約国からの輸出後、他の締約国を経由する場合に、経由国の**発給機関、認定輸出者または輸出者**（経由国と最終輸入国が輸出者・生産者自己申告制度を採用している場合）は、最初の原産地証明に基づき、連続する原産地証明を作成・発給することができます。
- ただし、RCEP協定第3・19条1に規定するすべての条件を満たす必要があります。

一時的に他の締約国に輸入する場合等には、連続する原産地証明（Back-to-back Proof of Origin）の発給/作成が必要となる。
 （経由国である締約国で、分割して輸出する場合には、分割した貨物ごとに発給/作成）

（2）中国において、有機化学品を生産し、一時的に韓国に輸入し、保管した後に、日本へ輸入する。産品へのRCEP協定に基づく特惠税率の適用は認められるか？

→ **連続する原産地証明の提出により、特惠税率の適用が認められる。**

2. ケーススタディ④ 清酒（中国への輸出）

日本において、第三国（非締約国）から輸入した米と、日本産の米麴、水を使用して、清酒を生産。RCEP協定に基づく特惠税率を適用できるか？（HS番号はHS2022）

（輸出統計品目番号）第2206.00号 清酒



○清酒は、中国において関税譲許品目（基準税率：40%、RCEP：段階的撤廃により21年目に無税（2023年1月時点：36.2%））

○清酒の品目別規則は、「CTH（HS4桁レベルでの変更）」

日本における生産で、原材料と最終産品の間で、CTH（HS4桁レベルでの変更）が認められる。

→RCEP協定上の日本原産品と認められ、RCEP協定に基づく特惠税率を適用できる。

(参考) 外務省ホームページ

[Top](#) > [Foreign Policy](#) > [Economic Diplomacy](#) > [Free Trade Agreement \(FTA\) and Economic Partnership Agreement \(EPA\)](#) > REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP) AGREEMENT

Free Trade Agreement (FTA) and Economic Partnership Agreement (EPA)

REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP) AGREEMENT

August 24, 2022

[Japanese](#)

[Tweet](#)



[e-mail](#)

REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT

[Table of Contents and Branches \(PDF\)](#)

✧Schedule of Tariff Commitments: Cambodia [\(PDF\)](#)

✧CHINA

✧HEADNOTES [\(PDF\)](#)

✧Schedule of Tariff Commitments: China

✧Section A For Member States of ASEAN [\(PDF\)](#)

✧Section B For Australia [\(PDF\)](#)

✧Section C For Japan [\(PDF\)](#)

✧Section D For Korea [\(PDF\)](#)

✧Section E For New Zealand [\(PDF\)](#)

✧Appendix in Relation to Paragraph 3 of Article 2.6 (Tariff Differentials) [\(PDF\)](#)

✧INDONESIA

✧HEADNOTES [\(PDF\)](#)

✧Schedule of Tariff Commitments: Indonesia

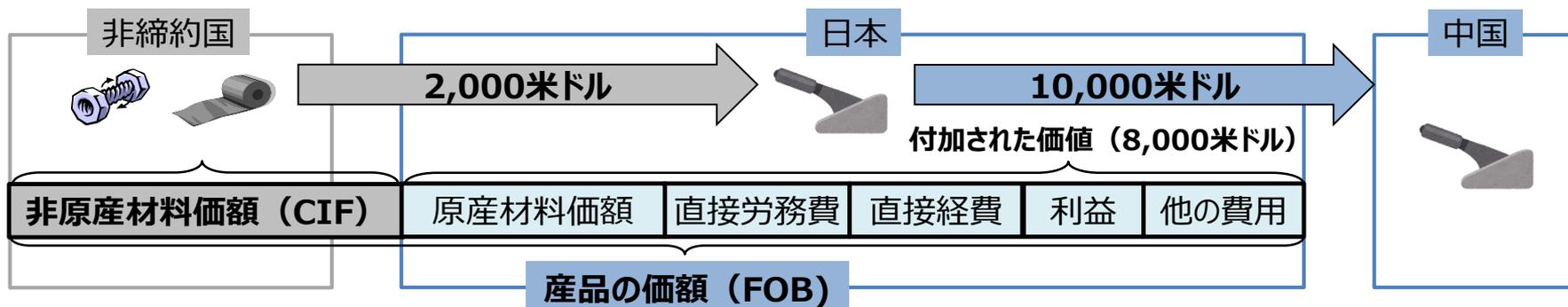
✧Section A For Member States of ASEAN [\(PDF\)](#)

✧Section B For Australia [\(PDF\)](#)

2. ケーススタディ⑤ 自動車部品（中国への輸出）

日本において、第三国（非締約国）から輸入したネジ等を使用して、自動車部品を生産。
RCEP協定に基づく特惠税率を適用できるか？（HS番号はHS2022）

（輸出統計品目番号）第8708.30項 自動車部品（ブレーキ）



- 自動車部品（ブレーキ）は、中国において譲許品目。
- 第87.08項の品目別規則は、「CTH（HS4桁レベルでの変更）又はRVC40（域内原産割合40%以上）」

日本における生産で、産品に付加された価値が8000米ドル。

計算すると、付加価値は80%となる。

$$RVC = \frac{\text{産品の価額 (10,000米ドル)} - \text{非原産材料価額 (2,000米ドル)}}{\text{産品の価額 (10,000米ドル)}} \times 100 = \text{付加価値 } 80\% \text{ (} \geq 40\% \text{以上)}$$

※ ここでは「控除方式」により計算。VOM（原産材料の価額）に直接労務費などを積上げる、「積上げ方式」による計算も可能。

→ RCEP協定上の日本原産品と認められ、RCEP協定に基づく特惠税率を適用できる。

3. 輸入における不備の相談事例

産品は、中国で製造されたRCEP協定上の「原産材料のみからなる産品（PE）」（締約国の原産材料のみから、その締約国において完全に生産される産品）であるとして申告されたが、提出された原産地証明書（C/O）に不備（一部の品目のHS番号の相違）があった。原産性の基準「PE」についての疎明資料はない。

- 原産地証明書（C/O）に不備がある場合は、
「不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取り扱い」を確認

参考

「不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取り扱い」（RCEP協定の場合）

- | | |
|-------------------------------------|--|
| 1.言語 <u>英語以外</u> | ➔ 無効 |
| 2.様式 <u>コピー及び協定規定様式ではない原産地証明書</u> | ➔ 無効 |
| 3.印影 <u>脱落、不鮮明、発給年月日、発給番号の脱落</u> | ➔ 無効 |
| 4.申請 <u>輸出者以外の者（申請日、原産国の脱落を含む）</u> | ➔ 無効 |
| 5.基準 <u>特惠基準等（WO、PE、CTC等）の脱落、相違</u> | ➔ 原則無効、ただし、資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合等は有効 |

- 輸入申告における適用税番と相違している場合は、
原則、原産地証明書は無効（有効となる場合について、次ページで説明）

3. 輸入における不備の相談事例（つづき）

○ ただし、以下いずれかに該当する場合は、有効な原産地証明書等と認められる。

- (1) 相違がHSのバージョンが異なることに起因する場合
- (2) 原産地証明書等に記載された原産地基準が「WO」（完全生産品）又は「PE」（原産材料のみから生産される製品）である場合で、かつ、原産品であることに特段の疑義が認められない場合
- (3) 原産地証明書等に記載された原産地基準が「CTC」、「RVC」、「CR」（品目別規則を満たす製品）であって、輸入申告における適用税番と原産地証明書等に記載されたHS番号に対応する**品目別規則が同じ**である場合で、かつ、原産品であることに特段の疑義が認められない場合
(CTC:関税分類変更基準 RVC:付加価値基準 CR:加工工程基準)

「品目別規則が同じ」に当たらない場合の例

- 原産地証明書等の記載 = HS番号 61.03 / 原産地基準 CTC
- 日本での輸入申告における適用税番 = 62.03
- 「CTC」（関税分類変更基準）により品目別規則を満たすためには、非原産材料と最終製品の間で関税分類番号の変更が必要
- 第61類の品目別規則は「CC」、つまり「生産に使用された全ての非原産材料と製品のHS番号（第61類）との間に、HS番号2桁水準での変更が必要」ということを意味。したがって、第62類の品目別規則「CC」で使用が認められないこととなる第62類の非原産材料が使われている可能性がある。
- ただし、この場合でも、第62類の材料が生産に使用されていないことを客観的な資料で示すことができれば、原産地証明書等は有効と認められる。

- (4) 資料に基づいてRCEP協定上の原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む）

原産品であることを明らかにしたいが、原産性の基準「PE」に関する疎明資料がない場合

- 製品によっては、「原産材料のみからなる製品（PE）」又は「品目別規則を満たす製品（CTC・RVC・CR）」のどちらでも**原産性の証明が可能**（「品目別規則を満たす製品」であることを示す方が、証明負担が軽い場合もある）
- **原産地基準「原産材料のみからなる製品（PE）」**としては確認できないが、「品目別規則を満たす製品（CTC・RVC・CR）」を満たすことを示す資料は入手できる場合、入手した資料を輸入申告時に添付して提出し、RCEP協定税率適用の要求は可能
→日本税関では、原産地証明書及び添付された資料に基づき、「品目別規則を満たす製品」として、RCEP協定税率適用の可否を判断

4. よくある輸入申告誤り

➤ 採用する証明区分の誤り

例：原産地証明書による申告を、誤って輸出者による原産品申告書として申告

➤ RCEP原産国の入力誤り

例：韓国原産品でRCEP原産国も韓国である貨物について、誤ってRC（RCEP原産国＝中国）として申告



(参考) NACCS 原産地証明書識別コードの入力体系

原産地証明書識別（4桁） = 原産地（申告）種別（2桁） + 原産地証明者等区分（1桁） + 貨物の種類（1桁）

原産地（申告）種別		原産地証明者等区分		貨物の種類		
R C	RCEP協定（中国）	T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）	E P A	4	EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【CO等を提出】
R K	RCEP協定（韓国）	A	認定輸出者による自己証明（原産地申告）		5	少額扱い貨物【CO等提出なし】
R A	RCEP協定（オーストラリア）	P	製造者による原産品申告書		7	EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物
R N	RCEP協定（ニュージーランド）	E	輸出者による原産品申告書			
R 1	RCEP協定（シンガポール）	I	輸入者による原産品申告書			
R 2	RCEP協定（ブルネイ）	O	原産地証明書等の提出が不要な場合			
R 3	RCEP協定（カンボジア）					
R 4	RCEP協定（ラオス）					
R 5	RCEP協定（タイ）					
R 6	RCEP協定（ベトナム）					
R 7	RCEP協定（マレーシア）					
R 8	RCEP協定（インドネシア）					
R 9	以下発効順にR9、R0（ゼロ）を付番					
R 0		※ミャンマー、フィリピンについては、発効順にR9、R0を付番予定。				

5. よくある質問 (FAQ)

Q. 中国、韓国向けの輸出で、原産地証明を求められたが、どうしたらよいのか？
自己申告制度は使えるのか？

A. 現時点においては、中国、韓国への輸出では、第三者証明制度または認定輸出者制度を利用可能。

➤ **RCEP協定における原産地証明は以下の3種類。**

(a) 発給機関により発給された原産地証明書 【第三者証明制度】

(b) 認定された輸出者による原産地申告 【認定輸出者制度】

(c) 輸出者又は生産者による原産地申告 (※) 【輸出者・生産者による自己申告制度】

(※) 各締約国における制度の導入に一定の猶予期間（発効から10年以内（カンボジア、ラオス、ミャンマーは20年以内）。10年を限度に延長可）が認められており、

輸出国・輸入国の双方で導入された場合に限り利用可能。

2023年1月1日現在、輸出者又は生産者による原産地申告の導入を行っている締約国は、
日本・豪州・ニュージーランド。

➤ **日本における原産地証明は上記3種類 + 1種類。「輸入者による原産地申告」が追加。**

日本への輸入のみ、「輸入者による原産地申告」を原産地証明とみなすことができる。

(日本以外の締約国においては、協定が全ての署名国において発効した後、導入を検討することとなっている。) 【輸入者による自己申告制度】

5. よくある質問 (FAQ) (つづき)

- そのほかのよくある質問 (FAQ) については、税関ホームページ掲載の資料を参照願います。
https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/rcep/rcep_faq.pdf

2022年1月20日現在

RCEP 協定 最近増えている問合せ

目次

【全般】

- | | |
|--|----------|
| (問1) RCEP 協定に関する資料 (手続、様式、品目別原産地規則など) はどこに掲載されていますか。 | <u>3</u> |
| (問2) RCEP 協定に関する事項の問合せ先について教えてください。 | <u>3</u> |
| (問3) RCEP 協定の発効国はどこですか。 | <u>4</u> |
| (問4) RCEP 協定発効後は、CPTPP、日アセアン協定等の適用は可能ですか。 | <u>4</u> |

【税率関係】

- | | |
|---|----------|
| (問5) RCEP 協定の税率はどこに掲載されていますか。 | <u>5</u> |
| (問6) RCEP 協定締約国ごとの関税引下げの期間・開始時期について教えてください。 | <u>5</u> |

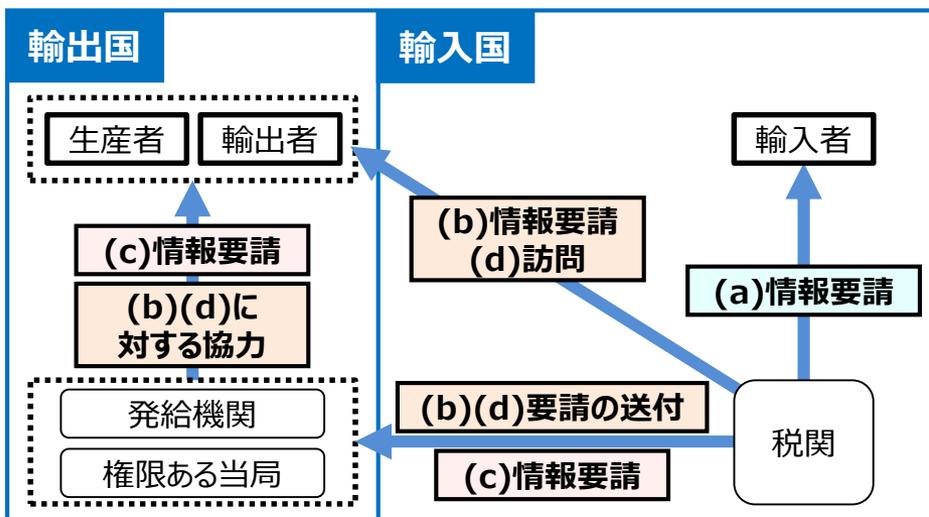
6. RCEP協定の事後確認

日本税関が行うRCEP協定の事後確認

目的

- EPA特惠税率適用には、輸入する貨物が相手国の原産品であることが必要。
- 「事後確認」とは、特惠税率を適用して輸入申告された貨物につき、各EPA及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後に当該貨物の原産性の確認を行うこと。
- 輸入申告された貨物が原産品であることを事後的に確認することにより、特惠関税制度の適正利用を確保することが目的。

■ RCEP協定の事後確認規定



(注) 上図(a)~(d)は、協定第3・24条 1 (a)~(d)の規定に対応

<輸入者に対する事後確認>

- 書面での情報提供要請又は輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査(事後調査)により実施。
- 輸入者からの提出資料等に基づき、輸入申告された貨物の原産性を確認。

<輸出国に対する事後確認>

- 輸入者に対する事後確認で、貨物が原産品と確認できない場合には、日本税関から輸出国に対し、当該貨物の原産性に係る情報提供要請や、現地への訪問による検証を行うことがある。
- RCEP協定では、輸入者自己申告に基づき特惠税率を適用した場合、輸入国税関による輸出国への事後確認は実施不可。

結果

- ⇒ 貨物が原産品と確認できない場合には、**特惠税率の適用を否認**。
- ⇒ 事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなる。

～RCEP協定～

事後確認（検証）に係る各締約国の連絡部局（コンタクトポイント）について

- RCEP協定第3・24条の注において、締約国は、自国の輸出産品に係る原産品であるかどうかの確認のための単一の連絡部局（コンタクトポイント）を指定できると規定されており、日本は政府内にコンタクトポイントを設置しています。
- 日本が輸出国として、相手国（輸入国）から輸出国検証の要請を受ける場合も、コンタクトポイントを通じて受理することとなっています。相手国が日本の輸出者・生産者に対して情報提供を要請する場合にも、コンタクトポイントへ要請の送付が行われることとなっており、その場合、利用された証明制度に応じ、以下の機関から輸出者・生産者の方に連絡いたします。
 - ◆ 第三者証明制度・認定輸出者制度利用の場合
日本商工会議所
経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 原産地証明室
 - ◆ 輸出者・生産者による自己申告制度利用の場合
財務省 関税局 関税課 原産地規則室

相手国から、上記機関を介さず直接情報提供要請の連絡があった場合は、利用された証明制度に応じ、各機関にご相談ください。

- 第三者証明制度・認定輸出者制度：経済産業省（原産地証明室）
- 輸出者・生産者による自己申告制度：財務省（原産地規則室）

原産地規則ポータル <https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>



事前教示の情報
・公開回答一覧表など

各EPAの
協定条文等

品目別原産地規則
検索システム

自己申告制度を利用する場合の
輸出相談のご案内

原産品申告書の
様式見本集

ご案内 ～講師派遣&オンライン相談～

原産地規則を説明する講師を派遣します

➤ 説明内容

原産地規則の概要、ケーススタディ 等（2時間限度）

例) 食品を中心とした原産地規則の概要
工業製品を中心とした原産地規則の概要、ケーススタディ、演習

※企業団体主催のセミナーや理事会の1コマで、EPAの概要やメリットを中心とした説明（15分程度）にも対応

➤ 講師

名古屋税関 業務部 首席原産地調査官部門職員

➤ 費用

無料。講演料、交通費等の負担は一切不要です。

※ ただし、会場やスライド等の機材、資料印刷は主催者側でご準備下さい。

➤ 場所

貴団体の所在地、Webを用いたオンライン説明 等

※ 個社単位ではお断りしていますが、関連会社等と合同で開催の場合は受け付けております。

名古屋税関 業務部 首席原産地調査官

TEL 052-654-4205 FAX 052-654-4184

E-mail nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp

EPAのオンライン相談

EPAの利用、原産地規則や原産地手続きに関するWeb相談を開始します。



相談事例

- Q. 輸入/輸出する貨物がEPA税率を適用できる原産品となるのでしょうか？
- Q. 輸入/輸出する際に自己申告書を作成したいのですが、どのように作成すればよいのでしょうか？
- Q. 相手国からの事後確認に備え、どのような書類を備えておけばよいのでしょうか？

まずは、以下についてメールまたは電話でお伝えください。

(1) ご連絡先（お名前、会社名、お電話番号等）

(2) 相談したい内容の概要

(3) Web相談希望日時

税関が主催するWeb会議システム（Cisco Webex Meetings）を使用いたします。



名古屋税関業務部 首席原産地調査官

電話: 052(654)4205

電子メール: nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp

ご清聴ありがとうございました

